

薬第 684 号  
令和 6 (2024) 年 1 月 24 日

一般社団法人栃木県医師会長  
一般社団法人栃木県歯科医師会長  
栃木県病院協会会長  
一般社団法人栃木県私的病院協会会長  
一般社団法人栃木県薬剤師会長  
一般社団法人栃木県病院薬剤師会長  
一般社団法人栃木県医薬品登録販売者協会会長  
栃木県薬事工業会長  
栃木県医薬品卸協会会長  
栃木県配置薬協議会長  
一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会 栃木県支部長

様

栃木県保健福祉部薬務課長 永井 伴幸

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和六年六月三十日とする措置を指定する件等について（通知）

このことについて、令和 6 年 1 月 16 日付け医薬発 0116 第 5 号により、厚生労働省医薬局長から別添のとおり通知がありましたので送付します。

つきましては、内容について御了知いただくとともに、令和 6 年能登半島地震の被災等により、薬事に係る法令に関する申請が遅れるなどの場合には、薬務課まで御相談くださるよう、貴会員への周知についてよろしくお願いいたします。

温泉・薬物対策担当

TEL:028-623-3119

FAX:028-623-3121

薬事審査担当

TEL:028-623-3120

FAX:028-623-3121